

「報告対象国」一覧表（令和7年報告分）

- 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の6第2項第1号及び「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」第41条の2第2項第1号に規定する「報告対象国」は以下のとおりです。
- 報告金融機関等は、これらを「報告対象国」として、令和7年4月30日（水）までに所轄税務署長に報告を行うこととなります。

報告対象国(計108か国・地域)

| | | | | | |
|--------------|---------|-----------------|----------|--------|-----------|
| アイスランド | エストニア | コスタリカ | セントマーチン | バヌアツ | マン島 |
| アイルランド | オーストラリア | コロンビア | セントルシア | バルバドス | 南アフリカ共和国 |
| アゼルバイジャン | オーストリア | サウジアラビア | タイ | ハンガリー | メキシコ |
| アルゼンチン | オマーン | サモア | 大韓民国 | フィンランド | モーリシャス |
| アルバ | オランダ | サンマリノ | 台湾 | フェロー諸島 | モナコ |
| アルバニア | ガーナ | ジブラルタル | チェコ | ブラジル | モルディブ |
| アルメニア | ガンジー | ジャージー | 中華人民共和国 | フランス | モルドバ |
| アンティグア・バーブーダ | カザフスタン | ジャマイカ | チリ | ブルガリア | モロッコ |
| アンドラ | カタール | ジョージア | デンマーク | ブルネイ | モンテネグロ |
| イスラエル | カナダ | シンガポール | ドイツ | ベリーズ | モントセラト |
| イタリア | キプロス | スイス | ドミニカ国 | ペルー | ヨルダン |
| インド | キュラソー | スウェーデン | トルコ | ベルギー | ラトビア |
| インドネシア | ギリシャ | スペイン | ナイジェリア | ポーランド | リトアニア |
| ウガンダ | クック | スロバキア | ニューカレドニア | ポルトガル | リヒテンシュタイン |
| ウクライナ | グリーンランド | スロベニア | ニュージーランド | 香港 | ルーマニア |
| ウルグアイ | グレナダ | セーシェル | ノルウェー | マカオ | ルクセンブルク |
| 英国 | クロアチア | セントクリストファー・ネイビス | パキスタン | マルタ | レバノン |
| エクアドル | ケニア | セントビンセント | パナマ | マレーシア | ロシア |

(以上)